

施策の方向と主な取り組み

この計画では、障害のある人に関する施策の基本的方向として次の4つを定め、それぞれに具体的な施策の方向を掲げて取り組んでいきます。

基本的方向Ⅰ ともに支え合う地域づくり

1 心のバリアフリー

- ◆ テレビ・ラジオ・新聞やホームページなどの様々な方法で障害や障害のある人への関心を高め、理解を促進します。
- ◆ 障害のある人とない人との交流及び相互理解を促進します。

2 障害のある人の権利擁護の推進

- ◆ 障害を理由とした差別の禁止や虐待防止について取り組みます。

3 地域で支え合う仕組みづくり

- ◆ 近所での支え合いや、地域の人手を活かして行政と民間が共に協力しあう支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◆ 地域福祉の担い手となるボランティアの育成に取り組むとともに、ボランティア活動を支える基盤を強化していきます。

基本的方向Ⅱ 安心して暮らせる地域づくり

1 安心した暮らしの確保

- ◆ 必要な情報を障害の特性に応じた手段により入手しやすくするとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション環境の整備を進めます。
- ◆ 身近な地域で質の高い相談支援が受けられるようにします。

2 保健・医療と福祉サービスの充実

- ◆ 障害を早期に見出し早期に支援につなげる体制づくりを支援するとともに、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられる環境を整備します。
- ◆ 中山間地域などの人が、身近なところで必要なサービスが受けられるようにします。
- ◆ 障害の原因となる病気等を予防する取り組みや、医療の充実を図ります。

3 ひとにやさしいまちづくり

- ◆ 道路・建物・公共交通機関等のバリアフリー化をすすめ、障害のある人をはじめ、あらゆる人にとってやさしいまちづくりを総合的に推進していきます。

基本的方向Ⅲ いきいきと暮らせる地域づくり

1 教育の充実

- ◆ 就学や進学の際に、乳幼児期からの支援が途切れないよう、支援方法等の情報を引き継ぐ仕組みを作ります。
- ◆ 市町村とともに、小中学校や高等学校の建物のバリアフリー化を進めます。

2 雇用・就業の促進

- ◆ 事業者障害者雇用に対する理解を促進します。
- ◆ 障害のある人の就労のための訓練制度を充実するとともに、働く場を拡大します。
- ◆ 障害のある人が支援を受けながら働く場所(障害者就労支援事業所)での作業工賃を向上するための取り組みを支援します。

3 余暇活動の充実

- ◆ 文化・レクリエーション活動やスポーツへの参加機会を拡大するとともに、障害のある人が安心して観光や行楽等ができるよう取り組みます。

基本的方向Ⅳ 南海地震等の災害への備え

1 被害を減らすための事前の備え

- ◆ 災害発生時に何らかの支援が必要な人(災害時要援護者)や家族と避難を支援する人や避難場所・方法などの情報を共有し、防災意識の向上に取り組みます。
- ◆ 津波の被害を直接受ける恐れがある障害者支援施設の高台への移転などを支援します。

2 応急・復興のための事前の備え

- ◆ 災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営が行えるよう、継続的な支援を行います。
- ◆ 一般の避難所で生活が困難な人を受け入れ、障害の特性に応じた支援を行う福祉避難所の指定を促進します。
- ◆ 情報伝達に特に配慮を要する人に対する、避難所等でのコミュニケーション支援と情報提供支援の体制を整備します。